

中央政府にとって地方政府の公共事業を補助することの意義は何か —明治20年代の吉野川築堤工事に関する国立公文書館資料の分析—

樺田美雄 (kashida@ias.tokushima-u.ac.jp)

1. 国立公文書館資料を用いて明治期日本を研究する意義

東京の「竹橋駅」（地下鉄東西線）から徒歩五分のところにある『国立公文書館（本館）』は、我が国における政府関係文書専用の所蔵庫である。近年資料のマイクロフィルム化と検索用の索引データベースの充実^{*1}によって、社会科学研究における利用価値を急速に増大させてきている。とりわけ政府中央の施策に関する文書ではない文書、今回分析の対象とするような「地方関連文書」が、簡単にアクセスできるにもかかわらずいまだ十分に活用されていないことは残念なことのように思われる。本稿は、この『国立公文書館』所蔵資料のうち、明治期の吉野川改修に関わるもの一部（2点）を、試行的に読み解くことによって、我が国の「中央—地方関係」の「祖型」を「社会学」の視点から検討しよう、とするものである。注目する資料は、日本の「中央—地方関係」の草創期であり（たとえば、明治二十一年四月二十五日が『市政・町村制公布』である）、かつ、近代的国家機構の草創期である（たとえば、明治二十二年二月十一日が『大日本帝国憲法発布』である）明治二十年代前期の政府文書であり、まだ中央政府の業務が十分にはルーティーン化していない時期の2つの資料である。いずれも内務大臣から閣議に諮るべき内容が提案され、それがそのまま閣議決定されているというものであるが、このような官僚機構のトップでつくられ決裁された文書の中においてすら、（現在では想像できないことだが）、さまざまな政策上の選択肢の可能性が具体的に検討されていることに驚かされた。すなわち、中央政府の施策（ここでは吉野川に係わる防災関連事業）が、必ずしも（地方在住の）「人民」の人気を博していないような場合に、中央政府としてどのような戦略間の比較衡量の末に、どのような施策が選ばれていっているのか、が「生々しく」読み取れる文書が残っていたのである。この「生々しさ」をとりあえず確認しよう、というのが本

*1 実際、今回紹介する資料もデータベース検索によって得られた情報に基づいている。具体的には、「吉野川」というキーワードで『公文書目録検索サブシステム』を探索し、235件のヒットを得た。すなわち、データベースに掲載されている水準の情報（タイトル）で、「吉野川」を含むものが235件あったということである。このうち、マイクロフィルム化されている明治期のものは原則としてすべて閲覧し、主要なものはA3用紙に複写して持ち帰った。この作業に従事するため、平成15年度および平成16年度において、4度の出張作業をおこなった。ちなみに『国立公文書館』のサイトのアドレスは、<http://www.archives.go.jp/>である。

稿の目的である。「中央-地方」関係が「形式化」されるまえの、いかようにも展開可能な段階でのその「祖型」を資料から少しでも見ることができたなら、今回の探究は成功であったといえよう。

もちろん、閲覧・確認できたのは保存されている「公式資料」だけであり、「中央政府（内務省や内閣）」の対「地方」観をより詳しく探究するためには、さらに資料収集を広く行う必要があるだろう。しかし、そのような限界性を自覚してもなお発表に値する「生々しさ」がこれら資料にはあるように思われたのである。

以下では、まず、検討した公文書館資料の内容をそれぞれ確認し、その後、歴史的周辺的事実を他の資料で補いながら、我々の得た知見を意義づけていくこととなろう。

2. 明治二十一年及び二十二年国立公文書館資料の内容

（1）明治二十一年及び二十二年国立公文書館資料の書誌事項

以下では、2つの国立公文書館資料を取り扱うことにしてしまう。それぞれの出典は、下記のとおりである。①ひとつめは、公文類聚・第十二編・明治二十一年・第八巻に納められている、『吉野川出水被害人民へ救恤金下付ノ件』である。この資料はマイクロフィルム化されており、請求番号は1-2A-011-00・類-00343-100[マイクロ]類-050-、であった。②ふたつめは、公文類聚・第十三編・明治二十二年・第三十二巻に納められている、『内務省直轄施行ニ係ル徳島県下吉野川改修費ヲ以テ地方工事補助に充ルノ件』である。この資料もマイクロフィルム化されており、請求番号は1-2A-011-00・類-00417-100[マイクロ]類-063-、であった。いずれも当時の内閣が作成した文書であり、総理府から国立公文書館に移管されてきている。便宜上、前者を「第一文書」、後者を「第二文書」と名付けておくことにしよう。

（2）第一文書の内容

第一文書は、じつは4つの文書からなっている。その主要部（文書綴り内でのタイトルを表している部分）は「内務大臣松方正義」から「内閣總理大臣黒田清隆」宛てに、「明治二十一年十二月八日付」で出された「閣議ヲ請フ」文書である。具体的には、明治二十一年秋の吉野川の水害に対して特別の救恤金の下付を内閣に要請する文書となっている。

（なお、この文書には「秘乙第二五三号」という号番号が付されているが、いつどのような水準の秘密指定をされたのかは私に知識がなく、ここでつまびらかにすることができない）。以下では、この文書を「第一文書主文書（閣議要請文、十二月八日付）」（総行数66行）と呼ぶこととしよう。他の3つの文書は、この閣議要請文に付随した文書であるが、ここではそれらを文書の特徴に依拠して「県知事願い出（十二月一日付）」（総行数55行）、「指令案（十二月十一日付）」（総行数32行）、「総理大臣決裁（十二月二

十日付)」(総行数4行)と名付けて呼ぶことにしよう。以下、ここにとりあげた順番に内容の簡単な紹介を行っていくこととする。

まず、「第一文書主文書(閣議要請文、十二月八日付)」であるが、この文書は「内務省」の墨線紙に、よく整った字で書かれている。一行はおよそ十五文字で書かれているため、総字数は、概数で約千字である。

書かれている内容は、おおよそ下記の通りであるといえよう(「」内は原文のまま^{*})。①吉野川の改修は、明治二十年から、予算を組み、河身改修(低水工事のこと)部分は、内務省直轄で国費でもって行い、堤防改築(高水工事のこと)部分は、地方税を用いて県庁が行うこととなった。②明治二十一年七月の洪水で、徳島県名西郡西覚円村および板野郡西條村で破堤がおきた。③この水害に関して、徳島県知事から災害救恤金五万円下付の申し出があった。④政府が派遣した調査員による破堤の原因調査によれば、国の河身改修は今回の水害には関係がない。⑤しかし、県の堤防改築工事が未成であったことは原因である。⑥県の堤防工事は、明治二十年十二月に起工していたが、土地買収に手間取ったことなどから、進行が遅れていた。⑦明治二十一年四月という水害が切迫した時期にやっと本格着工し、そのときになって、「旧堤ヲ毀チ新堤ヲ改築スルノ工ヲ決行」したのだが、このことは、諸事情からやむを得ないことであったとしても「極メテ冒険ノ措置タルヲ免レス」と評価されよう。⑧秋になって水害が起きたことは、(実際には仕方なかったにしても)表面上、県庁の処置が良くなかったという責めを免れることはできない。⑨そのため、これら被害人民に対して、慰撫の道を失するならば、「将来官府工事ノ信用上ニ影響ヲ免ス」(下線強調は桜田)と考えられるので、県知事の申し出に応じて救恤金を出すべきである。⑩この救恤金5万円弱は、来年(明治二十二年)の吉野川改築工費予算金として計上している六万円から出すのがよいと思われる。⑪但し、板野郡西條村の破堤は、完全な天災なので救恤すべきではなく、この部分は除外すべきである。⑫右のことを閣議決定すべきである。(内務大臣松方正義)。

*1『国立公文書館資料』に関しては、本来は、原文とその現代語訳を併載する形で資料呈示すべきだと思われるが、①原資料に誰でもが比較的簡単にアクセスできること、②明治期の文書であるため、読み取りの多様性に余り配慮しなくてすむこと、の2点から、今回は原資料の写真版の掲載を見送った。上記の②の主張を証するために、ここに原資料の最初の意味のまとまりである9行分を再掲しておく。(なお、一部旧字体の漢字を新字体に改めた部分がある)「吉野川改修ノ工タル河身改修ト堤防改築トニシテ其河身改修工事ハ當省之ヲ直轄施行シ其工費七拾参万余圓ハ國庫ヨリ支給シ堤防改築工事ハ縣廳之ヲ施行シ其工費式拾万圓ハ地方税ヨリ支辨ノ計画ヲ以テ二十年度ヨリ着手二十九年度迄十ヶ年ヲ期シ竣功セシムルノ見込ナリ」

ついで、「県知事願い出（十二月一日付）」（総行数55行）を解説しよう。この文書は、「徳島県知事酒井明」から（願い出時の）「内務大臣山懸有朋」宛に「明治二十一年十二月一日付」で送られた文書であり、「徳島県」の名入り便箋にいささか乱れた字で書かれている。一行はおよそ二十字で書かれている為、総字数は約千百字である。

書かれている内容の概要はおよそ以下の通りであるといえよう。①「秘第二四号」と番号が振られ、「吉野川堤防決壊ノ為メ被害村人民御救恤相成度儀ニ付稟請」とタイトルが付けられている。②要請額の総額が五万円と書かれ、その後各村別の内訳の金額が箇条書きされている（たとえば、板野郡西条＝ママ＝村は、三千六百三十六円）。③堤防が「未成功」（十分な高さまで築堤に成功していない、の意味か）のところから決壊し、大きな被害が出たことの紹介、がまざなされている。④工夫が集まらなくて雇い賃を上げる必要があったこと、そのため予算が不足したこと等の解説がつぎにされている。⑤追加予算を組むべきだった不注意が自分にはあり、「進退伺い」を出しているので、被害村人民には是非とも救恤金を払って欲しいと知事の主張が述べられている。⑥破堤の原因として、国の低水工事における「沈床」をあげる声もあること、と「国の責任」にも言及がされている。⑦「沈床」が原因かどうかは調査が必要だろうし、認めることはできないにしても、被害が甚大だったので救恤はあるべきであると知事の微妙な見解が示されている。（徳島県知事酒井明）

あの二つの文書は、まとめて解説しよう。「指令案（十二月十一日付）」（総行数32行）は、おそらくは内閣書記官作成の閣議向けの文書であり、「内閣總理大臣」以下、「各省大臣」の押印欄がある。記号は「内甲一一二」と付けられている。書かれている内容は、上記で示した内務大臣松方正義からの願い出とほぼ同じである。ただ、まったく同じというわけでもない。この「指令案」の特徴は、以下の4点にまとめることができるだろう。すなわち、①国の低水工事の責任については、全く言及していない。②県の責任に関しては、「工事ノ遷延ハ」やむを得ざる事情があるにしても「県庁の処置」は、当を得ざるものであるので、被害者を慰撫するべきである、と明確に認めている。③板野郡（西條村）の分の救恤金は、「県庁工事ニ関セザルモノニ」つき、除く、としている。④救恤金を明治二十二年の吉野川改築工事費から払う理由としては将来の「官設工事の信用」のためであるとまとめている。

「總理大臣決裁（十二月二十日付）」（総行数4行）は、内閣總理大臣黒田清隆名（おそらく本人の署名）で、「請議の通」と決定が記されている文書である。おそらくは、閣議があった日につくられた決裁文なのであろう。

（3）第二文書の内容

第二文書は、マイクロフィルムの内容の見落としでなければ3つの文書からなっている。第一文書との比較で言えば、県知事からの要請部分がこの第二文書には存在しない。その

主要部（文書綴り内でのタイトルを表している部分）は、「第一文書」と同じく、「内務大臣松方正義」から「内閣總理大臣黒田清隆」宛てに、出された「閣議ヲ請フ」文書である。こちらの日付は「明治二十二年三月三十日付」となっている。具体的には、内務省直轄の低水工事を再開する代わりに、その予算でもって県庁の行っている堤防工事を進めることを要請する内容となっている。なお、この文書には「秘甲第四十号」という号番号が付されているが、この秘密指定のタイミングと程度についても詳しいことは分からぬ。以下では、この文書を「第二文書主文書（閣議要請文、三月三十日付）」（総行数48行）と呼ぶこととしよう。一緒にマイクロフィルム化されている他の2つの文書は、この閣議要請文に付随した文書であるとみられるが、ここではそれを「指令案（四月二日付）」（総行数36行）、「總理大臣決裁（四月二日付）」（総行数4行）と名付けておくこととしよう。以下、ここでもあげた順番順に内容の簡単な紹介を行っていくことにしよう。

まず、「第二文書主文書（閣議要請文、三月三十日付）」であるが、この文書は、48行しかないので、文字の概数は約七百字である。

書かれている内容は、おおよそ下記の通りであるといえよう。①昨年（明治二十一年）の洪水後、吉野川改修工事のうち、内務省直轄工事部分は、「人民の苦情」もあって中止している。②その一方で、県の事業（築堤事業）は、進んでおり、つぎの堤防づくりに進まなければならない。③本来は、内務省直轄工事によって沈めた「制水工」は、修理しなければならず、その為に来年度予算を取っているが、地元ではこの「制水工」が水害の原因であると考えるものがいて、撤去を望んでいる。④混乱防止のためには、内務省直轄工事部分は中止のままにして、関連予算を県庁に与え、県庁はその予算でもって護岸工事を進めるとともに、水中に破壊されたままになっている「制水工」の撤去をはかるのがよい。⑤結果として、民心は満足し、官は自ら設置したもの（制水工）を撤去しなくてすむ。これは「一挙両全」といえよう。（内務大臣松方正義）

ついで、「指令案（四月二日付）」（総行数36行）を解説しよう。この文書は、「内閣」の名入り便箋に書かれており、末尾に「参照」として、内務大臣の提案を受け入れた場合の「明治二十二年度経費予算」・「吉野川修築費」の内訳がついている。内容は、ほぼ内務大臣の申し出と同様だが、「制水工」の撤去に言及していない点が興味をひく。

さいごに、「總理大臣決裁（四月二日付）」（総行数4行）が別文書として付いていることは、第一文書とまったく同じである。

3. 吉野川治水史における明治二十一年及び二十二年の意味

（1）『吉野川百年史』建設省四国地方建設局徳島工事事務所（1993年）より

ここまで『国立公文書館資料』をもとに、明治二十一年および明治二十二年の政府の予

算措置（補助）に係わる決定を見てきたが、これらの決定がいったいどのような意味と位置づけをもつものなのかということを以下では検討していきたい。しかし、その検討に入るまえに、一般的な史書において、この時期がどのように理解されているかを概観しておくことが、今後の考察のためには有効であろう。すなわち、吉野川の治水史における「明治二十一年及び明治二十二年」の意味をまずは一般的に確認しておくべきである、とおもわれる所以である。

さて、明治期以後の徳島県の歴史においては、吉野川の洪水と治水はたいへんに重要であるため、『県議会史』にも他の歴史書（たとえば『図説徳島県の歴史』）にも多くの記述が存在する。しかし、建設省四国地方建設局徳島工事事務所が非売品として1993年に発行した『吉野川百年史』が、吉野川の河川改修関係の通史記録としては、一番わかりやすく、かつ詳しいものであるといってよいだろう。以下しばらくはこの書籍に基づいて、明治二十一年及び二十二年の吉野川における河川改修および国の補助の意味を確認していく。

『吉野川百年史』に基づいて確認できるポイントは、以下の3点であるといえよう。

ポイント1)

吉野川の直轄治水工事の開始は、淀川（明治七年）に11年遅れてはじまった。しかし、特別遅いというわけではない。改修が必要な主要な河川として位置づけられている。

低水工事部分は、国の直轄。高水工事部分は、県の事業という分業体制だった。

[建設省四国地方建設局徳島工事事務所1993：321f]

ポイント2)

吉野川の直轄治水工事は、県会の要請により明治二十二年に中止され、その後十七年間再開されなかった。再開後は、新計画にしたがって国が高水工事を行った。この間、県南と県北の県議会内での対立や従前の県会の決定に対するマスコミからの強い批判などがあった。

[建設省四国地方建設局徳島工事事務所1993：1151f]

ポイント3)

県会が吉野川改修中止の建議（明治二十一年十月二十二日）を行ったのは、治水工事が、災害を発生させたと訴える形での暴動が、明治二十一年秋に起こっていたためである（覚円騒動）。その後、国会や内閣に対しては県会からの工事再開陳情が繰り返され、ついに、明治三十九年になって工事は再開された。

[建設省四国地方建設局徳島工事事務所1993：329]

しかし、これらのポイントは、ただ吉野川の歴史として見たときには、分析の材料として扱うことが困難な生の記録であるということになろう。吉野川の歴史は、全国の「公共事業史」の中で位置づけられなければならない。そうでなければ、「中央政府-地方政府」

関係を表すものとして『国立公文書館資料』を扱うことが困難になることが予想されるのである。この観点から参考になるのは、神戸学院大学の歴史学研究者である長妻廣至の『補助金の社会史－近代日本における成立過程－』であろう。次項では彼の著作から明治期日本の補助金の意義を考えていきたい。

（2）長妻廣至『補助金の社会史』（2001年）より

長妻は、我が国の土木工事に関する補助金の歴史を考えるに当たって、江戸期を無視することはできないという。その主張の意図は、「御普請」以来の伝統のなかで、「協議費等」と「県費（地方税）」と「国の補助金」が最終的に1/3づつ程度の役割分担をするようになる動態を、我が国の「中央-地方」関係の重要な展開として位置づけようとするものだろう。すなわち、「補助金」をめぐる費用負担と陳情等との緊張関係と揺れ動く動態が、近代国家としての明治期日本の「中央-地方」関係を考える有力な補助線になるだろう、ということのようである。すなわち、長妻の関心は単に「補助金」にあるのではなく、「補助金」を通してみえてくる「中央-地方」関係にある、ということである。

ところで、長妻は、同書全体では福島県の「三方道路」研究などを事例に、「南北の論理」（国家的見地からの開発の論理に相当しよう）と「東西の論理」（地方を主体とした住民生活充実の論理として位置づけられている）を対比的に論じており、明治三十年代以降の吉野川防災史や吉野川流域の用水史を考えるときには大変有用な視点を提供してくれている。しかし、明治二十年代の補助金の特徴としては、長妻は以下のように述べており、そこでの指摘は、「南北の論理-東西の論理」とは別種の意義を持っているように思われる。今回検討している『国立公文書館資料』は明治二十年代のものであり、長妻のこの二十年代に関する指摘を検討することが、議論の進行には有効であるように思われた。

では彼の指摘を確認しておこう。長妻は「明治二〇年代の災害土木補助費」は、「明治時代を通観して、突出的な額を示している」（長妻2001:69）というのである。これはどういうことなのか？

日本の公共事業財政史を大きな時代区分でくくってみたとき、明治初期において、災害復旧費の比重が比較的大きく、のちにそれがだんだん小さくなっていることは特徴としてよく知られていることであろう。そして、明治初期において災害復旧費が大きなものである理由が「新政府」というものの「求心力維持策」「威信維持策」と結びついたものであつただろうと想像することにもほとんど問題はないと思われる。しかし、時代はもはや明治20年代である。西南戦争を最後に地方の武力的反乱の可能性は失われ、「威信維持策」が国政の最優先課題である歴史的条件は失われつつあるように見える。そういう時代でどうしてどのように「災害土木補助費」が突出している/いくのか？　このことが「吉野川治水史」における明治二十一年および二十二年を考える視点になると私には思われた。

長妻の答えを利用しながら議論を進めていこう。説明の都合上、長妻の説明の後半から引用を開始することにしよう。彼は「突出の理由」として「関係する府県が特定の府県ではなく、かなりの広範囲にわたっている点」[長妻、2001:69]をあげている。そして、「災害復旧土木事業は、……（中略）……中央政府の地方政策の重要な要因となった。さらに帝国議会開会以降は、議会における重要な議題となつたし、各政党の代議士もまた何らかの対応を迫られる問題であった」[長妻、2001:70]と述べている。すなわち、近代日本の「中央一地方」関係を政治システムとして意義づけるメカニズムの一部として、災害土木補助金は位置づく、という主張を長妻はしているようである。具体的にいえば、県知事が陳情する対象として、県議会や国会がその額の適否を議論する対象として、「災害土木補助金」が意義を持った、と言いたそうなのである。たしかに「執行機関」である「知事」の能力を目に見えるものにするためには、その働きかける「対象」が必要であるし、「討議組織」である「議会」には、その「議論」する対象が必要である。もし、「災害土木補助金」はそういう意味での「政治を可能にする政治の対象」を為していた、という主張を長妻がしようとしているのだとするのならば、そこには、『国立公文書館資料』と照らし合わせても矛盾しないだけの内容的整合性があるように思われる。このことを次節で考えていきたい。

なお、長妻があげる、「災害復旧費」の「額」がこの時期に大きくなっていることを説明するもう一つの理由も次節で我々が検討すべき内容であると考えられる。長妻は、「災害復旧事業の中に、かなりの額の改良事業が含まれていること」[長妻、2001:69]をその額が大きくなっている理由としてあげている。これは一体何を意味しているのか。中央政府にとって、地方政府（県庁）が一定程度の「自立性」をもっていることからこの事態が説明できるのではないだろうか。この二つめのテーマも『国立公文書館資料』と結びつけて考えるべきものだろう。次節で検討していきたい。

4. 『国立公文書館資料』が示唆することー地方政府の自立の意義ー

(1) 「第一文書」および「第二文書」の内容の検討

考察を進めるに当たって、「第一文書」および「第二文書」の意義をまとめるところからスタートしようと思う。

まず、「第一文書」に関して。以下の3点が私には特徴的な内容に思われた。

- ①内務省直轄事業（国の直轄事業）と、県の事業をわけて考えていること。
- ②つぎの公共事業をするための信用保持策として、「災害の原因であることを認めないにもかかわらず」公金を支出する、という論理が成立していること。この論理にもとづいて、翌年度の「公共事業費」から支出がされていること。
- ③したがって、「被害の大きさ」に対応させて「救恤金」を支出するのではなく、「県の

工事と関係があったかどうか」に対応させて「救恤金」を支出していること。

「第一文書」の意義は、この3点であるといえよう。

ここに示されているような「論理」の「生々しさ」、「ダイナミックさ」を、官僚機構が未熟な明治20年代という時期の、特別な事情によるものである、と解釈することもできるかも知れない。しかし、「中央政府」というものが、災害は自らの直営事業の責任ではないとしつつ、堤防工事をしていた「地方政府」に対して、翌年の（国の）公共事業費から予算支出をしようとしていること、そしてその予算措置する理由として「将来官府工事の信用上に影響を及ぼす」（下線強調は桜田）と主張していることは、単純に「官僚・予算機構の未整備」でかたづけてよいことではないように思われる。ここで使われている論理は、「複数主体」の存在を最大限活かす論理、になっているのではないだろうか。「地方政府」が「中央政府」とはことなるひとつの主体であることを最大限にいかしつつ、全体としては「中央政府」の施策から「求心力」が失われないようにメカニズムがくみ上げられている、そのくみ上げられ方の状況を「第一文書」が示しているように思われるのである^{*1}。

ついで、「第二文書」に関して。以下の2点が私には特徴的な内容に思われた。

- ①事業主体を「県庁」とすることで、「一挙両全」が計りうる、と考える感性が興味深い。
- ②「人民の苦情」に政策運営が影響されていることを当然のごとく受け入れている点が興味深い。

「第二文書」の意義は、この2点であるといえよう。

ここに示されている論理から得られる教訓も、「第一文書」と似たものである。予算は全額国が出すにもかかわらず、事業者が「内務省」ではなく「県庁」であるだけで、「一挙両全」がはかれる、と考えているところからは、「地方政府」の「自主性」こそが「国家」の政策運営を円滑にする、という理解がみてとれよう。国政運営に当たって「アクター（主体）」が「国」だけであるより、自立性をもった「県庁」も「アクター（主体）」であることが望ましい、という「中央政府—地方政府」関係に関する理解をここから読み取ることができるとと思う。また、このことに関連して、「人民の苦情」に対応して「国（内務省）」が「事業を中止」することもある、という感覚も表明されている。「国」が唯一絶対の「行政主体」であるという主張はここではなされていない。

*1ここでの予算の使われ方を、現在の「原発立地」等の際の「地元対策費」の使われ方と比較してみることや、各種「和解金」と比較してみることも興味深い課題であるが、準備が十分できていないので、そのような検討ができる可能性がある、と指摘するにとどめておきたい。

5. まとめと残された課題（仮説呈示的まとめ）

（1）まとめ

さて、上記のような「中央政府」の感覚を『国立公文書館資料』から読み取るならば、そのことと関連させて、3節での議論（前半は、吉野川治水史における明治二十一年及び二十二年の意義、後半は、日本の補助金財政史における明治二十年代の意義）を解釈することも次のようなストーリーの下ができるのではないだろうか。

すなわち、国民国家の体制を整えるにあたって、国会開設を先行させるのではなく、地方政府の整備・充実を先行させた明治維新政府の方針の下で、明治二十年代の「公共事業補助金史」は理解することができる、というストーリーである。それは、知事や地方議会や国会に「議論（陳情を含む）の対象」を与えるような形で、「地方政府」（次第に政党化していく地方における政治勢力）に一定の自立性を与えることを可能とした。すなわち、「政党政治」の時代の準備としての側面がこの明治二十年代にはあった。とりえず、このように仮説呈示的にまとめることができるのでないだろうか。

（2）残された課題

しかし、今回扱っている資料は、その量も質も不十分なものである。明治二十年代だけでなく、つづけて明治三十年代以降や大正時代の国立公文書館資料を、より継続的かつ網羅的に当たり続けること。『国立公文書館資料』と県内の資料（『徳島日日新聞』等）をつきあわせる形で中央政府の動きをより精密に解析していく作業をすること、これらが今後の課題であろう。研究の継続を期したい。

【文献】

- 建設省四国地方建設局徳島工事事務所 1993 『吉野川百年史』建設省四国地方建設局徳島工事事務所。
長妻 廣至 2001 『補助金の社会史』人文書院。
西川 喬 1969 『治水長期計画の歴史』財団法人水利科学研究所。
大霞会 1971 『内務省史（1）』、財団法人 地方財務協会。
徳島県議会事務局編纂 1972 『徳島県議会史（第一巻）』徳島県議会。

【書誌事項】

『G I S（地理情報システム）を援用した吉野川流域の地域構造分析』

平成13年度～16年度 日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(B)(2)）

研究成果報告書

研究代表者 中嶋 信（平成17年3月刊行） P. 125-134